



令和6年3月8日

厚生労働大臣

武見敬三先生

公益社団法人日本医師会

会長 松本吉郎

令和6年能登半島地震 地域医療、地域包括ケアシステムの復旧支援に関する要請書

貴職におかれましては、平素より本会の会務にご協力を賜り、衷心より御礼申し上げます。

先般の令和6年能登半島地震により、石川県を中心として多数の病院、診療所や介護施設等が深刻な被害を受けており、本格的な業務再開や被災地の地域医療、地域包括ケアシステム、かかりつけ医機能の復旧には財政的な支援が不可欠な状況となっております。

被災地に住民が戻り、地域社会の復旧、再建を図っていくためには、医療や介護が安心して受けることができる環境が必要です。

以上により、日本医師会として、別記の事項に係る支援を要請いたします。被災医療機関等はいずれも地域の医療や介護に不可欠な存在ですので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。本会といたしましても、石川県医師会との緊密な連携の下、日本医師会災害医療チーム“JMAT”の派遣等により支えてまいります。

なお、補助に当たりましては、被害の大きさや被災医療機関等の負担を鑑み、公私による差を付けず、事業者負担を極力最小限に抑えていただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 医療施設等災害復旧費補助金等による支援等について

- 救急医療や在宅医療等の政策医療実施機関という補助対象施設の要件については、地域の医療を面として支え、身近な「かかりつけ医機能」を担っている医療機関を幅広く対象とすること
- 公的医療機関以外の医療機関の補助率（2分の1）を引き上げること（激甚災害における公的医療機関の補助率と同等以上）
- 1品につき50万円以下の医療機器を対象に追加すること
- 人員が限られている被災地の医療機関等のため、補助事業の周知徹底、申請手続きや実地調査等に関する丁寧な説明、手続きの簡素化、補助金の早期交付等に十分配慮すること
- 他の財源による場合を含め、被災地の医療機関、被災地行政や医師会等による仮設診療施設等の設置・運営に係る費用の補助をすること

2. 被災地の医療・介護従事者の確保について

- （一部）業務を停止している医療機関や介護施設等の従業者（看護職、介護職、事務職等）の雇用を維持するため、人件費を支援すること。また、被災地での住居確保を含め人員確保のための支援策を講じること
- 地域医療を担う看護職養成の継続を支援すること（1の補助金による学校建物の復旧の他、被災学生の授業料等の支援）

3. 他省庁との連携について

- 被災地の医療機関等の復旧に必要なライフラインの修繕・強靱化等のため、関係省庁と連携すること
- 中小企業庁の「なりわい再建支援事業」について、今回は個人立の他、医療法人立医療機関も対象となることやその窓口等について周知し、希望する医療機関が確実に補助を受けられるよう配慮すること
- 新幹線敦賀延伸による「3.16問題」のために、2次避難施設からの早期の退去が迫られる避難者が散見され、不安が広がっている。仮設住宅の建設やライフラインの復旧等、いわゆる1.5次避

難所、2次避難所に避難している被災者の多くが能登半島北部に安心して帰還できる状況となるまで、これらの避難所を存続させること

- 被災医療機関に適用されうる財政支援制度（補助、無利子・低利子融資等）を所管する他省庁と連携のうえ、当該医療機関が最適な選択をすることができるよう、様々な支援策を取りまとめの上で示すこと
- 被災地支援が長期化する可能性が高いため、被災県である石川県医師会によるチームを含め日本医師会災害医療チーム“JMAT”等の医療活動を支える災害救助法（災害救助費の支弁）の適用期間を必要に応じて延長すること